

「横須賀市EVカーシェアリング事業」  
実施事業者選定プロポーザルにかかる質問事項及び回答

No.	項目	いただいた質問とその回答
1	質問	1台あたりの電気自動車のリース期間は何か月で算定すればよいか。
	回答	<p>当該プロポーザル実施要領において、事業期間を令和8年3月31日までとしていますが、本市における公用車のリース期間が原則7年間（84ヶ月）であること、また、現状の事業費予算を踏まえ、リース期間は7年間（84ヶ月）の単価で積算をお願いします。</p> <p>また、当該事業に用いる車両（2台）は、公用車として位置付けるため、現段階では車両のリース期間である7年間（84ヶ月）は、公用車として利用することを想定しています。</p> <p>ただし、事業期間終了後（令和8年度）以降の事業内容や運用方法（事業継続・中止、公用車としてのみ継続する）等については、効果検証及び事業の見直しを行ったうえで、新たに予算措置等を要するため、7年間（84ヶ月）の契約を確約するものではありませんので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、事業内容や運用方法等（事業継続・中止、公用車としてのみ継続する）の見直しに伴い、事業費が高騰するなどした場合には、随意契約ができない可能性もありますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。</p>

以上